

事業主の皆様へ ストレスチェック対策は もうお済みですか？

H27.12.1 から施行されるストレスチェックは、「常時 50 人以上の労働者を使用する事業場」について、1 年に 1 回の実施が義務づけとなっております。

当院では、労働者の方へのストレスチェック実施、面接指導必要者抽出、その後の面接指導（精神科医師＋臨床心理士）まで一環して実施致します。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。



◎当院ではストレスチェック実施から医師の面接指導までトータルでサポートさせていただきます。



医療法人香徳会 関中央病院 健診課

<http://www.sekichuo.jp>

健診課直通 (0575) 21-1080

専用メールアドレス: kenshin@sekichuo.jp